

DC法・DB法の改正に向けた方向性について

厚生労働省は2019年12月25日、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」を公表しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08681.html

当資料は、社会保障審議会企業年金・個人年金部会での議論を基に、DC法・DB法の改正に向けた方向性を示したものです。
主な内容につきましては、以下別紙にまとめておりますのでご確認ください。

<別紙>

DC法・DB法の改正に向けた方向性について

当内容については、3月に向けて法案化の作業が進められ、次期通常国会に法案が提出される予定です。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。
◇2020.1.10 日本生命保険相互会社 団体年金部 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-202001-170-0608-D)